

盛岡市町内会・自治会協働推進計画（案）について

平成 27 年 2 月 16 日

市 民 部

1 計画策定の趣旨

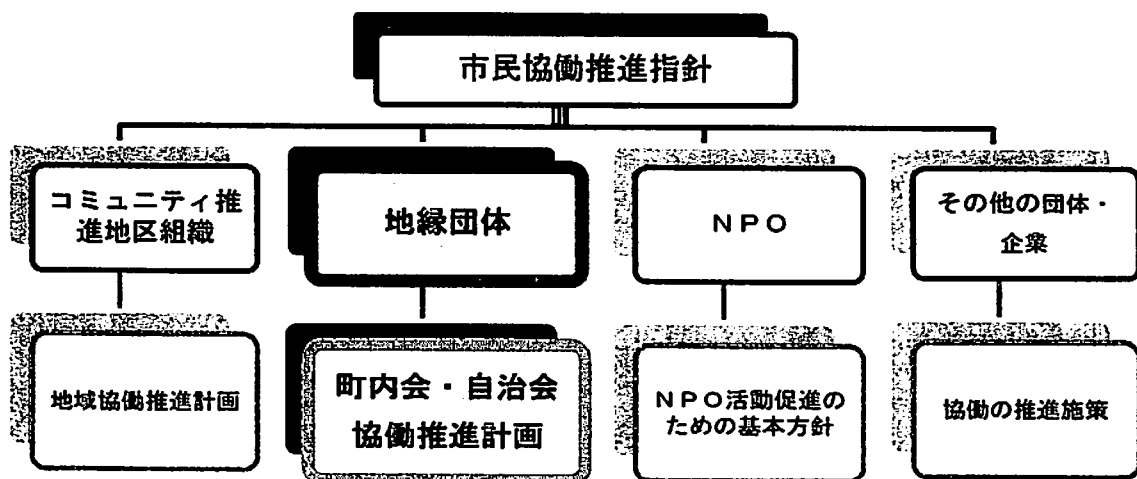
市は、市民協働を推進していくための支援のあり方や市の協働に関する施策の方向性を定めるとともに、市民等と市、それぞれの役割を明らかにし、共通した認識のもとで市民協働によるまちづくりを進めることを目的として、平成 26 年 3 月に「市民協働推進指針」を策定した。

本計画は、指針に掲げる基本方針にもとづき、町内会・自治会の自律性を尊重する原則を踏まえながら、これらの団体が持続的な活動展開を行っていくための市の支援策について具体的な取組を定めるものである。

2 計画期間

平成 27 年度～32 年度（6 年間）

3 計画の位置づけ



4 基本理念とキャッチフレーズ

(1) 基本理念

「盛岡が盛岡らしく在り続けるために、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する“市民協働”を推進します。」

(2) キャッチフレーズ（総合計画における施策の合言葉）

「地域の力を 盛岡のまちづくりにつなげよう」

5 計画の内容

別添 盛岡市町内会・自治会協働推進計画（案）のとおり。

6 これまでの検討経過及び今後のスケジュール

月 日	内 容
平成 26 年 3 月	盛岡市市民協働推進指針の策定
9 月	第 1 回盛岡市町内会連合会との懇談会
10 月	第 2 回盛岡市町内会連合会との懇談会
11 月	第 1 回盛岡市市民協働推進アドバイザー会議
11 月	玉山区自治会連絡協議会との意見交換
11 月	市議会総務常任委員会での説明
平成 27 年 1 月	玉山区地域協議会での説明
2 月 16 日	市議会全員協議会
2 月 20 日～3 月 11 日	パブリックコメント
3 月下旬	市長決裁
4 月下旬	市政推進懇談会での説明（予定）
6 月	町内会・自治会を対象とした説明会

盛岡市

町内会・自治会協働推進計画（案）

～地域の力を 盛岡のまちづくりにつなげよう～

市民部 市民協働推進課

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の期間 2

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

- 1 計画策定の背景 3
 - (1) 合併による都市の成長 3
 - (2) 東日本大震災と地域の絆 3
 - (3) 国体を契機とした市民活動の伸展 3
- 2 町内会・自治会の現状と課題 4
 - (1) 現状 4
 - (2) 課題 12

第3章 計画の基本理念

- 1 基本方針 14
- 2 原則 15
- 3 各主体の役割 16

第4章 施策の方向性と具体的な取組

- 1 制度の充実と取組の強化 17
- 2 拠点機能等の充実 21
- 3 職員の意識改革と能力開発 23
- 4 市民意識の醸成 25

第5章 計画の推進に向けて 27

第1章 計画の基本的事項

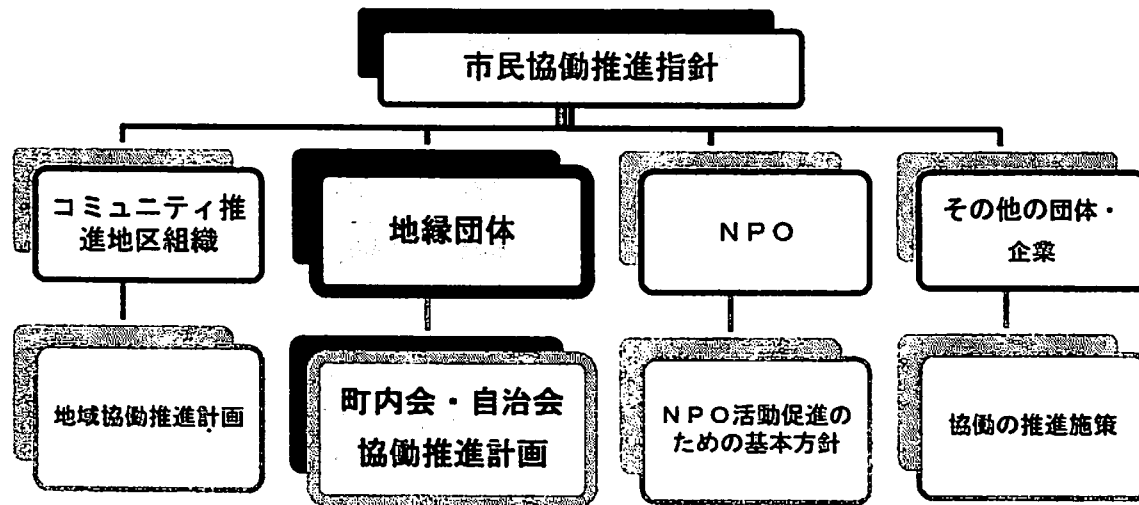
1 計画策定の趣旨

盛岡市は、市民協働を推進していくための支援のあり方や市の協働に関する施策の方向性を定めるとともに、市民等と市、それぞれの役割を明らかにし、共通した認識のもとで市民協働によるまちづくりを進めることを目的として、平成26年3月に「市民協働推進指針」を策定しました。

指針の中では、町内会・自治会との協働に係る現状と課題を整理した上で、町内会・自治会などの地縁団体の役割を明らかにするとともに、基本方針として、制度の充実と取組の強化や拠点機能の充実などを掲げています。

盛岡市町内会・自治会協働推進計画は、指針に掲げる基本方針に基づき、町内会・自治会の自律性を尊重する原則を踏まえながら、これらの団体が持続的な活動展開を行っていくための市の支援策について具体的な取組を定めるものです。

図1：市民協働推進指針に基づく推進計画等の体系

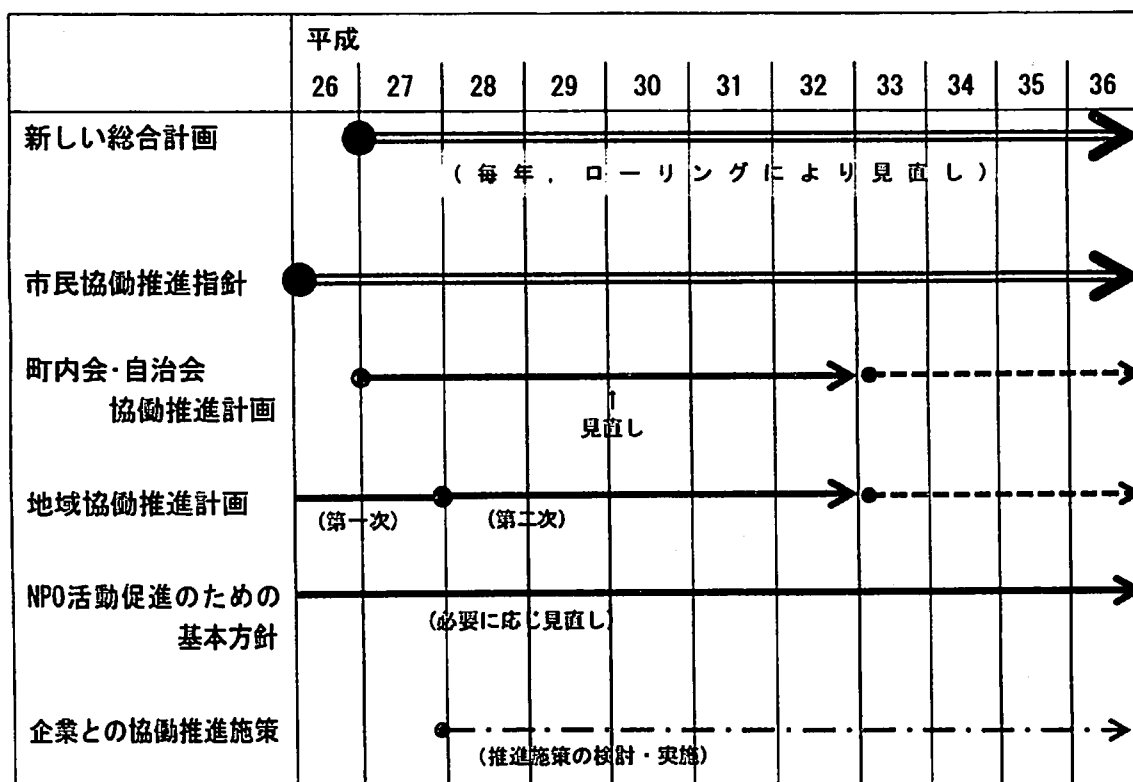


第1章 計画の基本的事項

2 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度に見直しを行う地域協働推進計画との整合性を図り、計画期間を平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や施策の動向を踏まえて、3年経過後に見直しを行います。



第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

1 計画策定の背景

(1) 合併による都市の成長

本市は、1992年（平成4）に旧都南村を、また2006年（平成18）には旧玉山村を編入し、人口30万人の都市として新たな飛躍を目指しスタートを切りました。

それぞれの地域で進められてきた特色あるまちづくりは、合併後においても引き継がれており、旧都南村における自治公民館を中心とした活発な社会教育活動や、旧玉山村における集落単位の自治会組織による「結い」の精神が息づくきめ細かな地域活動の展開などの取組が進められています。

（市民協働推進指針6ページより）

(2) 東日本大震災と地域の“絆”

これまでも災害時には、公的な救助や支援活動である「公助」が行われるまでの間、自らの身を守る「自助」、地域の中で助け合う「共助」により、被害を軽減する取組は行われていましたが、とりわけ「共助」については、日常的に地域内のコミュニケーションが図られてこそ、いざという時の活動に結びつくものといわれています。

東日本大震災というかつてない大災害を経験し、市民の防災意識の高まりとともに、日常的な安心・安全なまちづくりの取組、地域住民が互いに関心を持ち協力し合う「共助」の大切さが改めて認識されています。

（市民協働推進指針9ページより）

さらに、2013年（平成25）8月の大雨洪水及び同年9月の台風18号による水害、2014年（平成26）4月に発生した玉山区の林野火災など大きな災害が連続し、災害時における「共助」の重要性について、さらに強く認識させられることとなりました。

(3) 国体を契機とした市民活動の伸展

2016年（平成28）には、第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」が開催（「希望郷いわて大会」併催）され、本市においても県内最多の10競技14種目が行われる予定となっています。

1970年（昭和45）の岩手国体においては、本市が主会場となり、市民と市が一体となって大会を盛り上げ大成功に導きましたが、このことは、市民総参加による盛岡のまちづくりの輝かしい成果であり、大きな節目となる出来事でもありました。

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

46年ぶりの開催となる国体は、東日本大震災からの復興のシンボルと位置づけられており、先の岩手国体で発揮した市民協働の力をさらに発展させ、多様な主体の参画と連携により取組を進めることで、地域の一体感や活力の醸成につながっていくことが期待されます。

(市民協働推進指針10ページより)

2 町内会・自治会の現状と課題

(1) 現状

ア 本市の人口、世帯数、高齢化率の現状及び今後の推移

少子高齢・人口減少社会を迎え、町内会・自治会においては役員の高齢化や担い手不足、会員の減少などが課題となってきています。

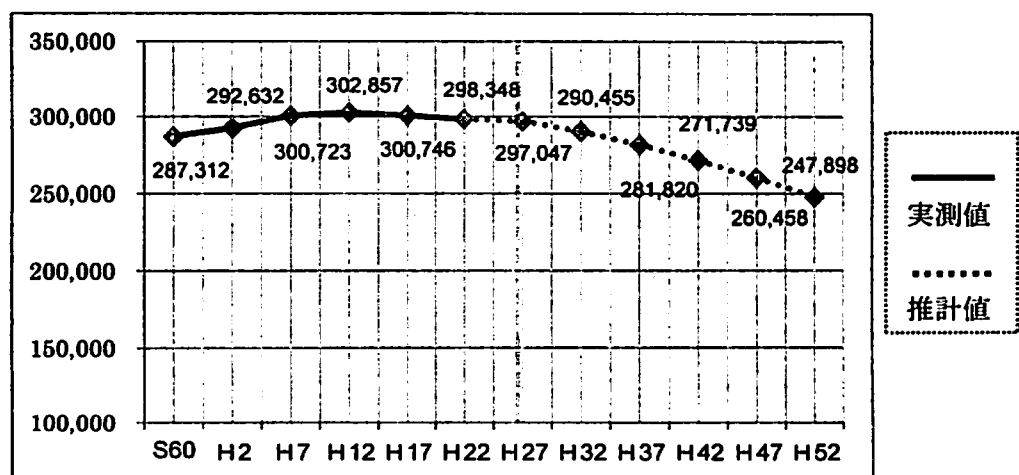
市が平成26年5月にまとめた「盛岡市の人口の推移と将来推計」によると、本市の人口(グラフ1)は、平成27年の297,047人から10年後の平成37年には5.1%減の281,820人に、また、世帯数(グラフ2)は、平成27年の126,528世帯から10年後の平成37年には2.5%減の123,423世帯になると予想されています。

また、高齢化率[※](グラフ3)は、平成27年の25.0%から5年後の平成32年には27.8%、さらに10年後の平成37年になると30.0%となり、10年間で5.0%増加すると予想されています。

※高齢化率：人口に占める、65歳以上の人口の割合

グラフ1：盛岡市の人口の推移

単位＝人

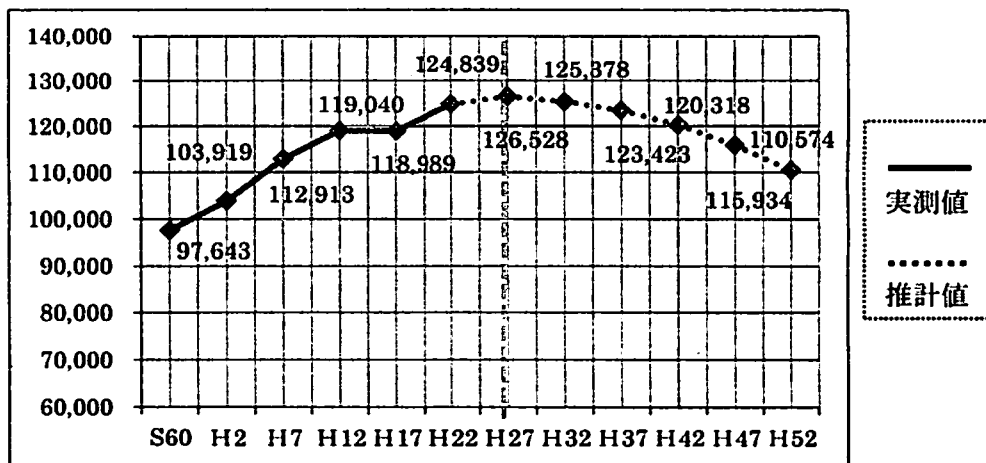


資料：企画調整課（平成26年5月）

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

グラフ2：盛岡市の世帯数の推移

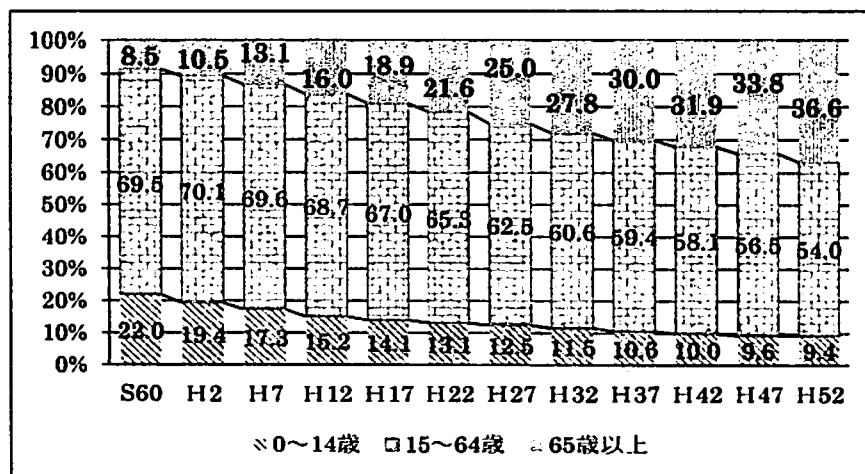
単位＝世帯



資料：企画調整課（平成26年5月）

グラフ3：盛岡市の年齢別人口割合の推移

単位＝%



資料：企画調整課（平成26年5月）

(コラム掲載予定)

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

イ 町内会・自治会数及び加入率

本市の町内会・自治会加入率(表1)は88.5%であり、全国の都市、中核市いずれとの比較(表2)においても、概ね上位3分の1以内に位置しています。また、東北6県の県庁所在地と比較(表3)しても、本市の加入率は山形市に次いで2番目となっています。

さらに、市が町内会・自治会に聴き取り調査をしたところ、戸建住宅の世帯の加入率はほぼ100%となっている一方で、アパート・マンション世帯の加入率は80%程度にとどまっている実態が明らかとなりました。

表1：本市の町内会・自治会の数及び加入率等

	盛岡地域	玉山区	合計
町内会・自治会の数	344	39	383
加入率(%)	88.4	92.6	88.5
本市の世帯数 [※]	126,180	4,120	130,300
町内会・自治会への加入世帯数 [※]	111,511	3,817	115,328

世帯数：推計人口(盛岡地域：平成26年6月1日現在、玉山区：平成26年1月1日現在)

加入世帯数：盛岡市町内会連合会会員名簿(平成26年5月31日現在)及び玉山区自治会連絡協議会推計資料(平成26年1月1日現在)を引用、盛岡市町内会連合会に未加入の町内会・自治会については聴き取り

表2：全国の都市における町内会・自治会の加入率

N=507, 単位=%

都市分類 (有効回答数)	一般市 (266)	特例市 (25)	中核市 (26)	政令指 定都市 (14)	特別区 (10)	計 (341)
選択肢						
50%未満	6.4	0.0	7.7	0.0	10.0	5.9
50%以上 60%未満	6.4	12.0	7.7	7.1	50.0	8.2
60%以上 70%未満	15.8	28.0	19.2	14.3	40.0	17.6
70%以上 80%未満	34.2	32.0	30.8	35.7	0.0	32.8
80%以上 90%未満	25.2	20.0	23.1	28.6	0.0	24.0
90%以上 100%未満	11.3	8.0	11.5	14.3	0.0	10.9
100%	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6

公益財団法人日本都市センター

「地域コミュニティと行政の新しい関係づくり」(平成26年)から

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

表3：東北6県の県庁所在地の町内会・自治会の加入率

単位＝%

都市名 (調査年度)	盛岡市 (H26)	青森市 (H26)	秋田市 (H25)	仙台市 (H26)	福島市 (H26)	山形市 (H25)
加入率	88.5	72.0	81.5	81.9	78.7	89.0

各市の公式ホームページ及び電話聴き取り

ウ 町内会・自治会の運営状況

市内30のコミュニティ地区で、隔年に開催している「まちづくり懇談会」においては、町内会・自治会の運営について多くの懇談事項（表4）が出されており、この問題への関心の高さがうかがえます。

一方、もりおかNPO連絡協議会が市内の町内会・自治会を対象として平成25年に行ったアンケート結果（表5，表6）によれば、「町内会活動に関わろうとする住民が少ない」「役員の仕事が多いため敬遠される」「一部の役員に業務が集中している」などの回答があり、役員の手不足の悩みが伝わるものとなっています。

本計画策定に当たって、34の町内会・自治会からも聴き取り調査を行いました。平成25年に行ったアンケート結果と傾向にほとんど変化がないことがわかりました。

また、町内会・自治会の会長を担っている女性は19人で、全体の約5%程度にとどまっています。

表4：平成26年度まちづくり懇談会における懇談事項

(a) 町内会・自治会への加入について

懇談内容	市の回答
<p>○自治会はあくまで任意加入だが、民間の賃貸アパートは管理組合のような入居者からなる組織もなく、特に単身者が多く入るアパートは自治会加入促進が困難となっている。</p> <p>加入促進を図る方策について市や市町連と一緒に考えたい。</p>	<p>○市では、転入者に対し窓口で町内会・自治会への加入に関するチラシを配付しているが、任意団体という観点から、お願いにとどまっている。</p> <p>○アパートのオーナー及び住宅管理業者が町内会・自治会費を家賃に含めて徴収し、町内会・自治会への加入率を高めている例がある。</p>

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

(b) 役員等の担い手について

懇談内容	市の回答
○街灯電気料の支払事務の軽減など一部、町内会業務の見直しはあるが高齢化・役員の担い手不足は解消されていない。	○町内会・自治会の役員の事務負担を軽減することが、役員の担い手不足解消の一つと考えており、施策ごとに手続きが必要な現在の補助制度を見直し、新たな総合補助制度を創設することを検討している。

(c) 町内会・自治会との協働について

懇談内容	市の回答
○平成26年度市政推進懇談会における市民部の重点施策「市と町内会・自治会との役割の見直し」について、具体的にどのような支援策を考えているか。	○町内会・自治会の課題は必ずしも共通ではなく、地域ごとに異なっている。地域と行政の役割分担の見直しについては、町内会・自治会から推薦をいただく非常勤職員制度の見直し、総合的な補助制度の創設、市民協働や市との連絡調整などを行う拠点を公民館等へ設置することなどを検討している。

(d) 町内会への市職員の配置について

懇談内容	市の回答
○市と町内会の協働推進を図る上で、市職員を各町内会・自治会に配置し、町内会活動の一部を担うことはできないか。	○全ての町内会・自治会へ担当者を配置することは、町内会・自治会の自立の観点から、考えていない。 ○広く地域活動を支援する体制として、公民館等を支援職員を配置した拠点施設とすることについて検討していく。

表5：役員等の担い手不足について

N=334, 単位=%

項目	度数	割合
町内会活動に関わろうとする住民が少ない	64	36.0
役員の仕事が多いために敬遠される	54	30.3
役員として適当な世代の住民がいない(引き継ぐ世代がいない)	37	20.8
当町内会では問題はない	5	2.8
他の役職に就いているため	8	4.5
無回答	10	5.6
合計	178	100.0

もりおかNPO連絡協議会「盛岡市町内会・自治会のアンケート」(平成25年)から

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

表6：町内会組織について日頃感じていること

N=334, 単位=%

項目	度数	割合
一部の役員に業務が集中している	73	41.0
特に問題はない	35	19.7
住民の協力が得られず、役員だけでは町内会運営が困難になってきている	29	16.3
役員間の連携が困難になっている	10	5.6
行事が以前から引き継がれているもので、住民のニーズに即していない	8	4.5
以前から引き継がれている組織で、現在の実態に即していない	7	3.9
班長との意思の疎通がとれていない	4	2.2
その他	12	6.7
合計	178	100.0

もりおかNPO連絡協議会

「盛岡市町内会・自治会のアンケート」(平成25年)から

(コラム掲載予定)

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

エ 町内会・自治会と市の協働

町内会・自治会は、地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動が自主的に行われており、これらに対して、市は必要に応じた支援を行っています。

また、市が行う施策のほとんどが、町内会・自治会の理解・協力のもとに進められており、さまざまな形で連携を深めながらまちづくりを進めています。

(市民協働推進指針26ページより)

表7は、現在、町内会・自治会と市が協力して行っている事業について、それぞれの役割をまとめたものです。

また、表8は、町内会・自治会に対して支払っている主な補助金・謝礼金の一覧です。

表7：町内会・自治会と市が協力して行っている事業とその役割

No.	活動	町内会・自治会の役割	市の役割
1	自主防災活動	自主防災組織を結成し、防災訓練や講座の開催を通じた、地域住民の意識啓発	防災用の資器材の配付や専門家の派遣
2	回覧板による情報の伝達	回覧板を活用した住民への情報伝達	市政情報の伝達
3	公衆街路灯の設置・管理	防犯灯が必要な場所の把握と、設置及び日常的な維持管理	夜間の通行の安全確保のため、設置及び修繕費、電気料への補助
4	公民館活動	自治公民館の維持管理と自治公民館を活用した講座等の開催	自治公民館の整備、公民館活動に対する補助、講座の講師等専門家の派遣
5	防犯活動	通学路における子どもの見守り活動や、夜間の交通安全の呼びかけ	防犯活動に関する施策の策定、人材育成及び防犯パトロール用品の配付
6	子どもの教育	世代を超えた活動・交流事業を通じ、地域で子どもを守り、育てる	総合的な子どもの教育
7	ごみ集積場所の整備・維持管理	ごみ集積場所やストックヤードなどが必要な場所の把握と、設置及び環境美化に配慮した維持管理	集積場所設置、環境美化活動に対する補助

第2章 計画策定の背景及び町内会・自治会の現状と課題

No.	活動	町内会・自治会の役割	市の役割
8	災害時における要援護者の支援活動	平常時から、災害のときに手助けを必要とする住民の把握と、災害時の安否確認や避難誘導	災害時の支援活動に活用いただくため、市との協定による要援護者情報の提供
9	除雪・排雪活動	除雪機貸出制度等を活用した除雪や排雪、凍結防止剤の散布による通行の確保	市道などの主要道路における除雪、排雪、凍結防止剤の散布による通行の確保
10	公園・街路樹の管理	身近な公園等の維持管理	管理に対する謝礼金交付

表8：町内会・自治会等に対する主な補助金・謝礼金

No.	名称	内容
1	広報配布に対する謝礼金	「広報もりおか」を配布する場合、配布部数に応じて謝礼金を交付
2	街灯設置費補助金	街路灯の新設・修繕を行う場合、経費の一部を補助
3	公衆街路灯電気料給付事業	街路灯の電気料を負担する場合に補助金を交付
4	自治公民館活動等補助金	管理運営している自治公民館で公民館活動を行う場合、経費の一部を補助（玉山区を除く）
5	盛岡市子ども会育成費補助金	子ども会の育成会、世話人会等が子ども会活動の指導及び援助を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付（玉山区を除く）
6	ごみ減量資源再利用促進等事業補助金	ごみ減量や資源再利用の促進等につながる事業を行う場合、経費の一部を補助
7	公園等管理謝礼金・街路樹管理謝礼金	公園や街路樹を管理する場合、面積等に応じて謝礼金を交付
8	盛岡市自治会運営費補助金	玉山区の自治会活動に要する経費に、補助金を交付

(2) 課題

ア 役員の担い手不足

町内会・自治会において、役員の後継者を探するのが難しくなっているという問題があります。

町内会・自治会への聴き取り調査によると、役員を長年務める熱心な方が多いいくつかの町内会・自治会では、「意欲がある人に役員となってもらうため、輪番制を採用しない方針をとっているが、定年退職するまでは声を掛けづらく、人選に苦労している」というお話をお聞きします。

一方、女性はさまざまな形で町内会・自治会の運営に携わっていますが、町内会・自治会長となっている割合が低いことから、役員の担い手不足を解消するためには、男女を問わずリーダーを務めることができるような市民意識の醸成を進めていく必要があります。

また、役員のなり手が少ないのは、業務負担が大きいことも一因であるため、現役世代や女性も役員を担うことができるように負担の軽減を図るほか、地域活動に対する市の支援機能をさらに充実させる必要があると考えます。

イ アパート・マンション等の世帯の加入率の低迷

賃貸のアパートやマンションなどの集合住宅に住んでいる世帯の加入率は、戸建住宅に比べて低いという問題があります。

聴き取り調査では、分譲マンションに比べ、賃貸アパート・マンションは単身者が住む割合が多く、町内会活動へ参加する機会が少ないため、理解や関心が薄く、加入を拒否されることが多いというお話を伺いました。

また、マンション世帯は、数年で転勤する方や、地域との関わりを避ける気持ちは強い方が入居している場合があり、勧誘してもなかなか加入してくれないというお話も伺いました。

これまでも市はアパート・マンション等の建築申請者に対して、町内会・自治会への加入を呼びかけるチラシを配付するなどしてきましたが、今後は町内会・自治会と連名で加入を依頼するなどの対策が必要であると考えます。

ウ 町内会・自治会活動の活性化

聴き取り調査やアンケート結果によれば、町内会・自治会活動への参加者数の減少や高齢化、固定化など、活動が停滞しているという問題を抱えている町内会・自治会があることがわかりました。

市は、町内会・自治会に対して、活動への参加者を増やすため他の団体の先進的な取組事例について情報提供するなど、市民の意識を醸成する必要があると考えます。

エ 公共的役割を担うことに対する負担感

町内会・自治会への聴き取り調査などにおいて、市から町内会・自治会へ依頼する業務が多く、市の下請けになっているような感じがするという声が多くありました。

さらに、町内会・自治会が行う方が効率的であると考えられる業務も、参加者の減少や高齢化により、業務を行うことが難しくなっている実態があるようです。

今後、市から町内会・自治会へ依頼している業務内容について、地域の実情に合わせて見直しを図るほか、地域活動を支援する拠点機能の充実及び活動を支援する職員の配置など、負担軽減に努める必要があります。



(コラム掲載予定)

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

本計画の基本理念については、盛岡市市民協働推進指針における基本理念を踏襲することとします。

市民協働推進指針の基本理念

**盛岡が盛岡らしく在り続けるために、
さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する
“市民協働”を推進します。**

また、平成37年度を目標年次とする総合計画における施策として「地域コミュニティの維持・活性化」を掲げており、この施策を進めるうえでの「まちづくりの合言葉」を本計画のキャッチフレーズとし、町内会・自治会との協働の取組を進めていくこととします。

本計画のキャッチフレーズ・まちづくりの合言葉

**地域の力を
盛岡のまちづくりにつなげよう**

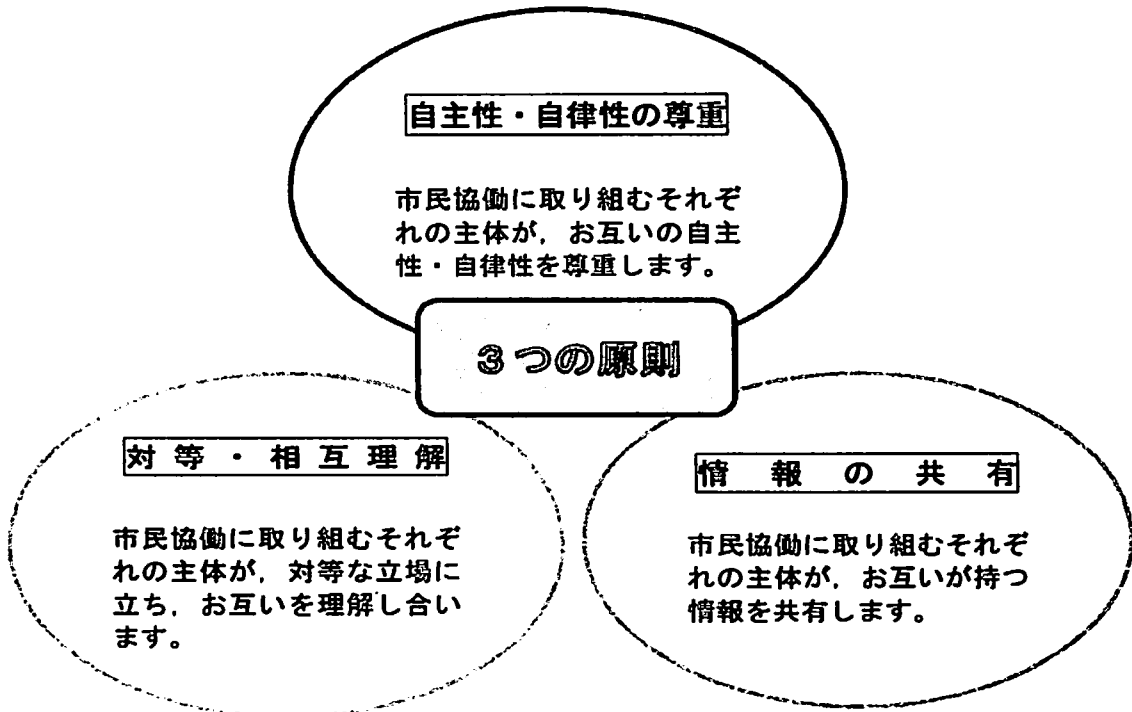
2 原則

市民協働は、市やさまざまな主体が、それぞれ個別に活動するよりも高い成果を挙げるために、共通の目的に対して、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動することです。

したがって、異なる成立ちやルールを持つ主体同士が協力し合う過程では、さまざまな摩擦が生じることも想定されますが、「自主性・自律性の尊重」、「対等・相互理解」及び「情報の共有」の3原則に基づき行動することにより、強い信頼関係に基づく市民協働の取組を進めることができます。

(市民協働推進指針23ページより)

この考え方は、本計画においてもそのまま適用します。



3 各主体の役割

市民協働推進指針から、ここでは本計画に関係が深い町内会・自治会と市の役割に限定して示します。

(1) 市の役割

市は、これまで行ってきた市民協働による事業の実績を踏まえながら、さらに協働によるまちづくりの取組が活発に行われるよう、また、各主体の能力が十分発揮できるよう、各主体間の連絡・調整などの仕組みづくりや、先進事例の情報収集と提供、さらには、市民協働に関する提案を積極的に行っていきます。

また、市の意思決定や検討の過程等を積極的に情報公開・情報提供することにより、市民等との信頼関係の構築に努めます。

(市民協働推進指針 24 ページより)

(2) 町内会・自治会の役割

地縁団体は、その地域に生活する住民にとって最も関わりのある組織であり、身近な社会的サービスの提供を担っています。

例えば、子どもの教育、環境保全、防災や住民の安心安全、伝統文化の継承など、多岐にわたった取組を通じて、地域の一体感を醸成しています。

(市民協働推進指針 24 ページより)

とりわけ、町内会・自治会は、住民の生活に密接な活動を行っていることから、できるだけ多くの住民が、日ごろから地域での活動に参加し、地域の課題解決に向けた主体的な取組を展開することが期待されます。

第4章 施策の方向性と具体的な取組

第4章 施策の方向性と具体的な取組

市は、町内会・自治会が自律的に活動できるよう、本計画に基づき円滑な事業の実施を図ります。また、今後6年間で次の取組を行います。

1 制度の充実と取組の強化

(1) (仮称) 協働推進奨励金制度の創設

補助金申請の事務負担を軽減させ、また町内会・自治会にとって効果的な仕組みとなる、(仮称) 協働推進奨励金制度を創設します。

これにより、盛岡地域と玉山区で異なっている町内会・自治会に対する補助金制度を一元化し、一市二制度の状態を解消します。

No.	取組項目	内 容					
1	(仮称) 協働推進奨励金制度の創設	○町内会・自治会の役員の負担軽減を図るため、手続きを簡素化する。 ○使途の自由度を高める制度設計にする。					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課との協議 ・有識者からの意見聴取 ・規則の整備 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新制度の運用</div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 29年度 制度の見直し 30年度 見直し後の制度開始 </div>					

第4章 施策の方向性と具体的な取組

(2) 非常勤職員のあり方の見直し

町内会・自治会と市をつなぐパイプ役として市が委嘱してきた地区担当員の制度を廃止し、新たな制度を創設します。

また、町内会・自治会と市の役割を見直し、町内会・自治会から推薦を受けて市が委嘱しているその他の非常勤職員について、あり方の見直しを進めていくこととします。

No.	取組項目	内 容					
2	非常勤職員のあり方の見直し	○地区担当員制度を廃止し、市及び町内会・自治会が分担して、新たな役割を担う。 ○（仮称）地域担当職員 [※] を配置する。 ○その他の非常勤職員について、あり方の見直しを進める。					
工 程		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当員制度の廃止 ・職員配置計画の検討 ・関係規則等の整備 						
		（仮称）地域担当職員制度の実施					
	市民協働推進連絡会議による情報共有						
	非常勤職員のあり方の見直し						

※（仮称）地域担当職員

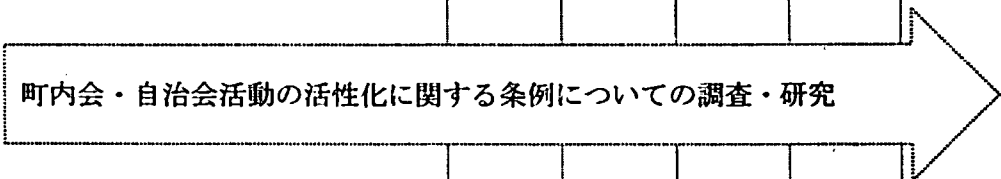
コミュニティ推進地区（30地区）ごとに複数の職員を配置し、当面、次の業務を担当します。

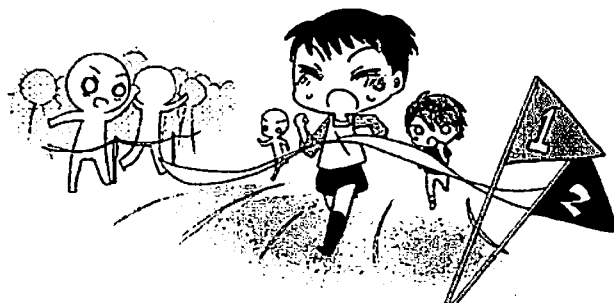
- ①災害時における被災箇所の状況把握及び本部への第一報
- ②地域協働に係る業務（従前の地域づくり支援員業務）
- ③コミュニティ地区の総会への出席
- ④所管課を経ずに要望を受けた場合の所管課への取次ぎ
- ⑤空き地・空き家等に関する状況把握

第4章 施策の方向性と具体的な取組

(3) 町内会・自治会活動の活性化に関する条例の研究

市民協働推進指針の基本理念を踏まえ、町内会・自治会の持続的な活動展開の推進について定める条例について研究します。

No.	取組項目	内 容					
3	町内会・自治会活動の活性化に関する条例の研究	○他都市の制定状況を調査する。 ○町内会・自治会活動の活性化に関する条例の必要性・効果等について研究を行う。					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	町内会・自治会活動の活性化に関する条例についての調査・研究						



(コラム掲載予定)

第4章 施策の方向性と具体的な取組

(4) 町内会・自治会への加入促進

新しく作られた住宅団地やマンション・アパートなどの集合住宅の住民の町内会・自治会への加入促進を図ります。

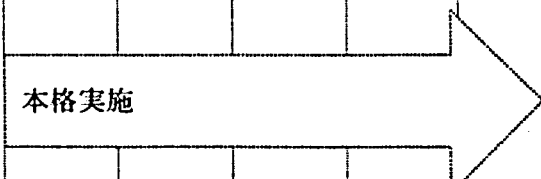
No.	取組項目	内 容					
4	町内会・自治会への加入促進	○転入者やアパート・マンションの施工主に対して、町内会・自治会加入促進チラシを配布する。 ○町内会・自治会や連合組織との連携により加入促進の取組を進める。					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	町内会・自治会加入促進チラシの配布						
	町内会・自治会や連合組織との連携による取組推進						

(コラム掲載予定)

2 拠点機能等の充実

(1) 市民協働推進センターの設置

町内会・自治会活動を支援し、協働による取組を一層推進するための拠点として、「市民協働推進センター」を設置し、町内会・自治会活動や市民協働に関する相談・支援体制を構築します。

No.	取組項目	内 容					
5	市民協働推進センターの設置	○公民館等に市民活動支援の機能を持たせ、市民協働推進センターとする。 ○市民協働推進センターに、必要に応じて市民協働推進員 [※] を配置する。					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル施設での事業開始 (上田・河南公民館) ・関係課・モデル施設との 継続協議 ・利用者への意向調査 ・利用実績の把握 ・付加機能の検討 	本格実施 					

※市民協働推進員

市民協働推進センターにおいて、町内会・自治会からの相談を受けるほか、市の担当課との連絡調整、ニーズに合わせた情報提供、団体同士をつなぐなどの支援を行います。

第4章 施策の方向性と具体的な取組

(2) 市の組織の充実

町内会・自治会活動に関する情報共有や市民協働に関する施策の調整等を行うため、庁内組織として設置している「市民協働推進連絡会議」において、定期的な情報共有等を行います。

また、地域担当職員と、関係課とが相互に情報交換・情報共有できる場を設置します。

No.	取組項目	内 容					
6	市の組織の充実	○定期的に「市民協働推進連絡会議」を開催する。 ○地域担当職員と関係課の情報共有の場を設置する。					
工 程		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	市民協働推進連絡会議による情報共有						
	地域担当職員と関係課との情報共有						

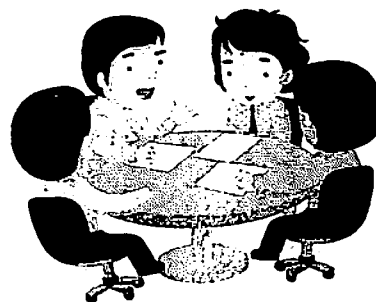
(コラム掲載予定)

3 職員の意識改革と能力開発

(1) 職員の意識改革

職員が、町内会・自治会の一員としての自覚と責任を持ちながら、町内会・自治会活動に積極的に参加する姿勢を持つよう、意識の改革を進めます。


No.	取組項目	内 容					
7	職員の意識改革	○特別研修や階層別研修を実施する。 ○地域における活動情報を定期的に提供する。					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	職員研修の実施						▶
	町内会・自治会活動に関する定期的な情報提供						▶
	町内会・自治会活動事例集の活用						▶



第4章 施策の方向性と具体的な取組

(2) 職員の能力開発

職員が、常に市民協働の視点を持ちながら事業を進めるための能力，町内会・自治会とのコミュニケーションを図る能力，町内会・自治会と他の団体をつなぐコーディネート能力などを身に付けるため，能力開発の機会を拡充していきます。

No.	取組項目	内 容					
8	職員の能力開発	○特別研修や階層別研修において，企画力，コミュニケーション能力，コーディネート能力を開発する研修を拡充する。					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	職員研修内容の拡充 						

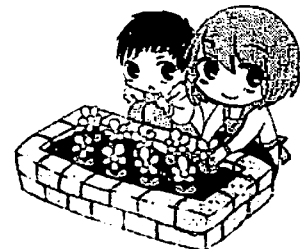
(コラム掲載予定)

4 市民意識の醸成

(1) 情報の共有化

市民等が町内会・自治会活動や市民協働についての理解を深めるため、先進的な取組事例などを紹介するほか、事例発表・情報交換の場を設けます。

No.	取組項目	内 容					
9	情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に情報紙を発行する。 ○ウェブもりおかを充実させる。 ○講演会や事例発表・情報交換の場を設置する。 					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	情報紙の発行やウェブもりおかの充実による情報発信						▶
	町内会・自治会活動事例集の作成・配付						▶
	講演会や事例発表の場の設置						▶
							▶



第4章 施策の方向性と具体的な取組

(2) 地域活動への参加促進

町内会・自治会活動への参加者や活動の担い手が不足している原因を把握するため、市民意識調査を行い、対策を検討します。

また、その活動を牽引することのできるリーダーを育成するため、研修会や講座等を開催します。

さらに、まちづくり懇談会について、地域の方が市政やまちづくりへの理解と関心を深めることのできるよう内容を充実させ、地域活動への参加の促進につなげます。

No.	取組項目	内 容					
10	地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民意識調査を実施する。 ○地域リーダー、女性リーダーを対象とした研修会・講座等を開催する。 ○まちづくり懇談会を充実させる。 ○町内会・自治会の手引きを発行する。 					
工 程	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	市民意識調査の実施						}
	コミュニティリーダー研修会、講座等の開催						
	まちづくり懇談会の充実						}
	新たな町内会・自治会の手引きの発行						

第5章 計画の推進に向けて

市は、本計画に掲げる施策の推進に向けて、次の取組を行います。

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、町内会・自治会をはじめ、地域活動に関わりをもつ団体など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

2 計画の進行管理

市民協働を進めるに当たり、市は常に市民協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。

このため、推進計画に定める事業について、次に掲げる方法により進行管理を行い、着実かつ適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。

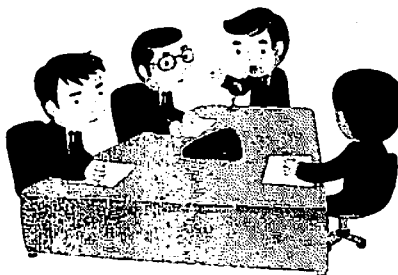
(1) 市民協働推進連絡会議における進行管理

庁内関係課による市民協働推進連絡会議を随時開催し、全庁的に事業の実施状況に関する情報共有や調整を行います。

(2) 市民協働推進アドバイザー会議における進行管理

市民協働に知見を有する有識者による市民協働推進アドバイザー会議を定期的に開催し、市の取組状況について報告し、助言を得るものとします。

(市民協働推進指針 31 ページより)





《盛岡市町内会・自治会協働推進計画》

盛岡市 市民部 市民協働推進課

〒 020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

電話 019-651-4111 (代表)

FAX 019-622-6211

電子メール kyodo@city.morioka.iwate.jp
